

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

岩手県議会議長 五日市 王

岩手県議会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

岩手県議会事務局職員服務規程（昭和44年岩手県議会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、議会事務局に勤務する常勤の一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）（以下これらを総称して「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(妊産婦の時間外労働等)</p> <p><u>第11条の8</u> [略]</p> <p>様式第8号の2 (<u>第11条の7</u>関係)</p> <p>[略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、別に定めがあるもののほか、議会事務局に勤務する常勤の一般職の職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）（以下これらを総称して「職員」という。）の服務に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(高齢者部分休業の承認)</u></p> <p><u>第11条の8</u> 職員は、職員の高齢者部分休業に関する条例（令和4年岩手県条例第40号）<u>第2条第1項の規定に基づく高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則（令和5年岩手県人事委員会規則第18号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業承認申請書を所属長を経由して総務課総括課長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2</u> 高齢者部分休業をしている職員は、職員の高齢者部分休業に関する条例第3条の規定に基づく高齢者部分休業の休業時間の延長の承認を受けようとするときは、職員の高齢者部分休業に関する規則第3条第1項に規定する高齢者部分休業に係る休業時間の延長承認申出書を所属長を経由して総務課総括課長に提出しなければならない。</p> <p>(妊産婦の時間外労働等)</p> <p><u>第11条の9</u> [略]</p> <p>様式第8号の2 (<u>第11条の9</u>関係)</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。